

川越市子ども医療費の支給対象の認定に関する審査基準（案） の概要について

令和6年2月
子ども未来部子ども政策課

1 制定の趣旨

川越市子ども医療費の支給対象に関する基準を次のように定めるものです。

2 内容

① 川越市子ども医療費支給に関する条例第3条第1項における「その他市長が特に必要と認める子ども」について

本市の区域内に住所を有する保護者が監護し、及び国民健康保険法（昭和13年法律第60号）による被保険者又は川越市子ども医療費支給に関する条例第3条第1項に規定する社会保険各法による被扶養者若しくは被保険者、組合員若しくは加入者である子どもであって、次のいずれかの事由に該当する子どもとします。

- (1) 当該子どもが、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に進学するため、本市の区域外に転出した場合で、現に当該学校に在籍（等）している場合。
- (2) 当該子どもが、学校教育法第124条に規定する専修学校に進学するため、本市の区域外に転出した場合で、現に当該学校に在籍（等）している場合。
- (3) 当該子どもが、学校教育法第134条に規定する各種学校に進学するため、本市の区域外に転出した場合で、現に当該学校に在籍（等）している場合。
- (4) 当該子どもが、これらの学校等と就学年限、履修時間等においても同程度の教育を行う機関であって、学校教育法以外の法令に特別の規定があるものに進学するため、本市の区域外に転出した場合で、現に当該学校に在籍（等）している場合。

3 効果

子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることができます。